

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		事業計画の認可（個人施行者（市町村を除く。）及び土地 区画整理組合が施行する土地区画整理事業（1の市町村 の区域に属するものに限る。）に関する事務に限る。）
根拠法令及び条項		土地区画整理法第14条第3項
所管部課係名		まちづくり未来部都市計画課都市計画係
審  査  基  準	関係条項	
	基準  （未設定の場 合はその理由）	土地区画整理法第14条第3項の規定による。  3 前項の規定により設立された組合は、都道府県知事 の認可を受けて、事業計画を定めるものとする。この 場合において、組合がその申請をしようとするときは、 国土交通省令で定めるところにより、施行地区を管轄 する市町村長を経由して行わなければならない。
	参考事項	
	設定等年月日	平成27年4月1日設定（平成 年 月 日最終変更）
標準 処理 期間	標準処理期間 （未設定の場 合はその理由）	15日
	設定等年月日	平成27年4月1日設定（平成 年 月 日最終変更）